

香川県報



第 24 号

平成 16 年

3月26日(金曜日)

目次

告 示

（●印は、県法規集掲載事項）

ページ

- 字の区域に編入する旨の届出 （自治振興課） 一
- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請 （環境管理課） 二
- 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定 （健康福祉総務課） 六
- 道路の供用開始（二件） （道路保全課） 七
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 （下水道課） 八
- 道路の位置指定（二件） （建築課） 八

公 告

- 地籍調査の成果の認証 （農 政 課） 九
- 土地改良事業の認可 （土地改良課） 九
- 土地改良事業の同意 （ 〃 ） 九
- 土地改良区の役員の就任の届出 （ 〃 ） 九
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可 （都市計画課） 九
- 開発行為に関する工事の完了（二件） （ 〃 ） 一〇
- 開発行為に関する工事（公共施設）の完了（二件） （ 〃 ） 一〇
- 香川中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の始業計画の変更 （サンポート高松推進課） 一〇

告 示

●香川県告示第九十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表

の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に平成十六年三月二十六日から編入する旨、満濃町長から届出があった。
平成十六年三月二十六日
香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	下 欄
仲多度郡満濃町大字神野字池尻	仲多度郡満濃町大字真野字大貝三二の三、三三の三から五まで、一六七の二、一七〇の二、一七二の三及びこれらの区域に隣接する道路・水路である国有地の全部並びに一八の二、二〇の二、二〇の三、二〇の五、二〇の六、二〇の一〇、二九、三〇の二、三一、三三の一及び三三の二に隣接する水路である国有地の全部
仲多度郡満濃町大字神野字神野山	仲多度郡満濃町大字神野字池尻四六、四七
仲多度郡満濃町大字神野字神野山	仲多度郡満濃町大字真野字大貝一九
仲多度郡満濃町大字神野字神野	仲多度郡満濃町大字神野字神野山四五の二、四五の四、四五の八から一一まで、四五の三二
仲多度郡満濃町大字真野字大貝	仲多度郡満濃町大字神野字池尻一、七の六、七の七、七の九、三五の一及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部
仲多度郡満濃町大字真野字山下	仲多度郡満濃町大字真野字前山一六五〇の七、一六五〇の三二、一六五〇の三六、一六五〇の三七
仲多度郡満濃町大字真野字神田良	仲多度郡満濃町大字真野字堀切一六六二の二、一六六二の三、一六六二の五、一六六二の一四から一八まで、一六六三の三、一六六三の四、一六六四の二、一六六四の四から七まで、一六六五の二、一六六五の三
仲多度郡満濃町大字真野字神田良	仲多度郡満濃町大字真野字大貝七の一、七の二、一五の一から三まで、一六、一七の一から三まで、一八の四から六まで

仲多度郡満濃町大字真野字前山	仲多度郡満濃町大字岸上字堀切一八〇六
仲多度郡満濃町大字真野字堀切	仲多度郡満濃町大字岸上字堀切一五九二の一 仲多度郡満濃町大字真野字前山一六五一の二、一六五一の九
仲多度郡満濃町大字岸上字堀切	仲多度郡満濃町大字真野字堀切一六六二の四、一六六二の六、一六六二の八、一六六二の一一、一六七九の一
仲多度郡満濃町大字岸上字椿谷	仲多度郡満濃町大字岸上字堀切一五九二の三
仲多度郡満濃町大字岸上字葉師堂	仲多度郡満濃町大字真野字堀切一六五二の一六、一六七五の二、一六七五の三及び一六七六の二に隣接する道路である国有地の全部
仲多度郡満濃町大字岸上字池下	仲多度郡満濃町大字岸上字葉師堂一六一一の二〇及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに一一九一の二、一一九二の一、一一九二の二、一六一〇、一六一一の七、一六一一の九及び一六一一の一六に隣接する道路・水路である国有地の全部
仲多度郡満濃町大字岸上字池奥	仲多度郡満濃町大字岸上字葉師堂一六一一の一九、一六一八の一〇から一二まで、一六一八の一五、一六一八の一六、一六一八の一八から二二まで及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに一六一一の八、一六一一の一七、一六一一の一九、一六一二の九、一六一二の二三から二五まで、一六一五の二、一六一五の四、一六一六の二、一六一七の一及び一六一八の二から四までに隣接する道路である国有地の全部
	仲多度郡満濃町大字真野字堀切一六五二の一、一六五二の三及び一六五二の四に隣接する道路等である国有地の全部

●香川県告示第九十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

綾歌郡綾歌町岡田上1579番地1

四国フーズ株式会社

代表取締役 大内哲夫

(2) 事業場の所在地及び名称

綾歌郡綾歌町岡田上1579番地1

四国フーズ株式会社

(3) 特定施設に関する事項

種 類	畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設
能 力	①裁断機 200kg/時 2基 ②粉砕機 1,500kg/時 2基 ③圧搾機 300kg/時 1基
工 期	許可日
等	着手後1月 完成日
使用時間及び一日当たりの使用時間	連続7時間使用
排出される汚水等	通 常 6～8 最 大 6～8

の汚染状態	生物化学的 酸素要求量 (mg/ℓ)	4,000	4,500
	化学的酸素 要求量 (mg/ℓ)	1,500	2,000
排出される汚水等 の量 (m ³ /日)	浮遊物質 量 (mg/ℓ)	400	500
	窒素含有 量 (mg/ℓ)	50	60
排出される汚水等 の量 (m ³ /日)	りん含有 量 (mg/ℓ)	10	15
	①×2基	0.2	0.2
	②×2基	0.2	0.2
	③×1基	2.6	2.6

種 能	類 力	畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設 高圧洗浄機付洗浄水槽 100ℓ 1基
工 期	工事着手予定年月日	許可日
等	工事完成予定年月日	着手後1月
使用時間 隔及び 1日当 たりの 使用時間	使用開始予定年月日	完成日
排出され る汚水等 の汚染状 態	項目	通 常 最 大
	水素イオン濃度	6～8
	生物化学的 酸素要求量 (mg/ℓ)	1,000
	化学的酸素 要求量 (mg/ℓ)	400
	浮遊物質 量 (mg/ℓ)	700
	窒素含有 量 (mg/ℓ)	20
	りん含有 量 (mg/ℓ)	10
	排出される汚水等の量(m ³ /日)	18

種 能	類 力	畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設及び洗 浄施設 ①皮剥機 60kg/時 1基 ②洗浄水槽 250ℓ 8基 ③裁断機 容積200kg/時 1基
工 期	工事着手予定年月日	許可日
等	工事完成予定年月日	着手後1月
使用時間 隔及び 1日当 たりの 使用時間	使用開始予定年月日	完成日
排出され る汚水等 の汚染状 態	項目	通 常 最 大
	水素イオン濃度	6～8
	生物化学的 酸素要求量 (mg/ℓ)	1,000
	化学的酸素 要求量 (mg/ℓ)	1,200
	浮遊物質 量 (mg/ℓ)	800
	窒素含有 量 (mg/ℓ)	50
	りん含有 量 (mg/ℓ)	20
排出される汚水等 の量 (m ³ /日)	①×1基	2
	②×8基	1.5
	③×1基	0.5

種 能	類 力	畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設 コンテナー洗浄機 1,200ℓ 1基
工 期	工事着手予定年月日	許可日
等	工事完成予定年月日	着手後1月

等	使用開始予定年月日	完成日		
	使用時間間隔及びび使用日当たりの使用時間	連続2時間使用		
排出される汚水等の汚染状態	項目	通	常	最大
	水素イオン濃度		6~8	6~8
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		5	10
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		5	10
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)		10	20
	窒素含有量 (mg/ℓ)		2	3
	りん含有量 (mg/ℓ)		1	2
	排出される汚水等の量(m ³ /日)		3	5

種 類	畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設		
	能 力	①洗浄水槽 250ℓ 1基 ②洗浄水槽 450ℓ 2基 ③洗浄水槽 350ℓ 1基	
工 期	工事着手予定年月日	許可日	
	工事完成予定年月日	着手後1月	
等	使用開始予定年月日	完成日	
	使用時間間隔及びび使用日当たりの使用時間	連続2時間使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通	最大
	水素イオン濃度		6~8
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		300
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		400

種 類	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	200	300	
	窒素含有量 (mg/ℓ)	10	20	
	りん含有量 (mg/ℓ)	5	5	
	排出される汚水等の量 (m ³ /日)	①×1基	2	2
		②×2基	2	2
		③×1基	2	2

種 類	畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設及び原料処理施設		
	能 力	①攪拌釜 400ℓ 1基 ②攪拌釜 600ℓ 2基 ③攪拌釜 500ℓ 1基 ④ミキサー 650ℓ 1基 ⑤混合攪拌機 600ℓ 3基 ⑥ミキサー 60ℓ 1基	
工 期	工事着手予定年月日	許可日	
	工事完成予定年月日	着手後1月	
等	使用開始予定年月日	完成日	
	使用時間間隔及びび使用日当たりの使用時間	連続4時間使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通	最大
	水素イオン濃度		6~8
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		500
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		800
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)		200
	窒素含有量 (mg/ℓ)		20

排出される汚水等の量 (m ³ /日)	①×1基	5	5
	②×2基	0.4	0.4
	③×1基	0.4	0.4
	④×1基	2	3
	⑤×3基	0.4	0.4
	⑥×1基	0.4	0.4

種 類	畜産食品製造業の用に供する洗浄施設		
	能 力	① 高压温水洗浄機 230ℓ/時 1基 ② 高压温水洗浄機 800ℓ/時 1基 ③ 高压温水洗浄機 700ℓ/時 1基 ④ 高压洗浄機 250ℓ/時 1基	
工 期	工事着手予定年月日	許可日	
	工事完成予定年月日	着手後1月	
等 等	使用開始予定年月日	完成日	
	使用時間間隔及びび使用日当たりの使用時間	連続2時間使用	
排出される汚水等の汚染状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	1,000	1,200
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	400	500
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	700	900
	窒素含有量 (mg/ℓ)	20	30
りん含有量 (mg/ℓ)	10	20	

排出される汚水等の量 (m ³ /日)	①×1基	0.5	0.5
	②×1基	1.5	1.5
	③×1基	1.5	1.5
	④×1基	0.5	0.5

種 類	畜産食品製造業の用に供する湯煮施設及び原料処理施設		
	能 力	① オーズン 400kg/時 1基 ② 冷凍フリーザ 1,000kg/時 1基 ③ 冷凍フリーザ 700kg/時 1基 ④ 冷凍フリーザ 600kg/時 1基	
工 期	工事着手予定年月日	許可日	
	工事完成予定年月日	着手後1月	
等 等	使用開始予定年月日	完成日	
	使用時間間隔及びび使用日当たりの使用時間	連続7時間使用	
排出される汚水等の汚染状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	800	900
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	300	400
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	100	200
	窒素含有量 (mg/ℓ)	10	20
りん含有量 (mg/ℓ)	5	5	
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	①×1基	5	6
	②×1基	2	2

	③×1基	2	2
	④×1基	4	5

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種 能	類	排水処理施設				
	力	90㎡/日				
汚水等の処理方式		凝集加圧浮上十活性汚泥				
工 期	工事着手予定年月日	許可日				
	工事完成予定年月日	着手後1月				
等	使用開始予定年月日	完成の翌日				
使用	使用時間	連続24時間使用				
1日	使用時間及び使用時間	連続24時間使用				
処理前及び処理後の汚水等の汚染状態	項 目	通常	最大	通常	最大	
		水素イオン濃度	6～8	6～8	5.8～8.6	5.8～8.6
		生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	1,000	1,200	20	30
		化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	450	600	20	30
		浮遊物質 (mg/ℓ)	500	700	40	50
		窒素含有量 (mg/ℓ)	30	30	25	25
		りん含有量 (mg/ℓ)	10	15	4.5	4.5
		ノルマルヘキサノ抽出物質 (mg/ℓ)	300	400	15	20
		排出される汚水等の量 (㎡/日)	80	90	80	90

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分	第 1	排 水 口
-----	-----	-------

排出水の汚染状態	項 目	通常	最大	通常	最大
		水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	120	160	20	30
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	120	160	20	30
	浮遊物質 (mg/ℓ)	150	200	40	50
	窒素含有量 (mg/ℓ)	60	120	25	25
	りん含有量 (mg/ℓ)	8	16	4.5	4.5
	ノルマルヘキサノ抽出物質 (mg/ℓ)	15	30	15	20
	大腸菌群数 (個/cm ²)	—	—	1,000	3,000
	排出水の量 (㎡/日)	40	45	80	90

第2～20排水口は、雨水専用

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成16年3月26日から
平成16年4月16日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
綾歌町住民課

●香川県告示第九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	平成一六、二、一	事業所(施設)の名称及び所在地	有情の里 さぬき市大川町田 面七八番地一	事業者(開設者)の名称及び主たる事務所の所在地	さぬき市大川町田 医療法人社団陶山 医院 さぬき市大川町田 面七一番地一	サービスの種類	痴呆対応型共同生活 介護
平成一六、三、一	J A香川県介護サービスあんしん館 綾歌郡飯山町下法 軍寺五四五番地一	香川県農業協同組合 高松市寿町一丁目 三番六号	福祉用具貸与				

●香川県告示第二百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年三月二十六日から同年四月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月二十六日

- 香川県知事 真 鍋 武 紀
- 道路の種類 県道(主要地方道)
 - 路線名 中徳三谷高松線(四十三号)
 - 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
高松市上林町字川向一五一番一地先から 高松市上林町字竹部一一三番地先まで	一四・六	二〇〇	平成十年香 川県告示第 八百三十一 号で変更し た区域の一 部

四 供用開始の期日 平成十六年三月二十六日

●香川県告示第二百一十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年三月二十六日から同年四月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月二十六日

- 香川県知事 真 鍋 武 紀
- 道路の種類 県道(一般)
 - 路線名 岡田丸亀線(百九十五号)
 - 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
綾歌郡飯山町東小川字上川井三六二番一 地先から 綾歌郡飯山町東小川字川原八四二番二地 先まで	一一・〇 三一・〇	五六六	平成八年香 川県告示第 七百二十七 号及び平成 十一年香川 県告示第四 百二十一号 で変更した 区域の一部

四 供用開始の期日 平成十六年三月三十日

●香川県告示第二百二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十一年香川県告示第二百九号に係る都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十六年三月二十六日

- 香川県知事 真 鍋 武 紀
- 施行者の名称

宇多津町

二 都市計画事業の種類及び名称

香川中央都市計画下水道事業 宇多津町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十三年十二月二十三日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 変更なし

●香川県告示第二百三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 善土指道 第二十二号

二 指定 年月日 平成十六年三月十二日

三 指定道路の位置 丸亀市前塩屋町一丁目四四〇―一

四 指定道路の延長とその幅員 幅員 六・〇〇メートル

延長 二五・四三メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第二百四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 善土指道 第二十三号

二 指定 年月日 平成十六年三月十二日

三 指定道路の位置 仲多度郡多度津町家中六七

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 五・〇〇メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第百六十九号

仲多度郡満濃町に行った地籍調査の成果は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査を行った時期

平成十三年度から平成十五年度まで

二 成果の名称

1 仲多度郡満濃町地籍図

2 仲多度郡満濃町地籍簿

三 調査を行った地域

大字神野、大字真野、大字岸上の各一部

四 認証年月日

平成十六年三月二十六日

●香川県公告第百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、観音寺市柞田土地改良区が土地改良事業（農業農村活性化農業構造改善事業柞田地区（大畑農道））を行うことについて平成十六年三月十五日認可した。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、綾上町が土地改良事業（かんがい排水事業（基盤整備促進

進事業)室田地区)を行うことについて平成十六年三月十日同意した。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、観音寺市常磐土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏名	住	所	退任年月日
理事	細川 義記	観音寺市流岡町七三九番地		平成一六、三、五
	小西 真市	〃	二二一番地	〃
	岡田 昭夫	〃	村黒町三三一番地	〃
	岡田 義久	〃	二六八番地一	〃
	長船 和雄	〃	植田町一三三番地	〃
	好川嘉壽重	〃	五八六番地	〃
	大西 博幸	〃	七三六番地一	〃
	平岡 満吉	〃	出作町八六三番地二	〃
	横山 歳明	〃	五四二番地	〃
監事	合田 久一	〃	流岡町五三六番地	〃
	中川 功明	〃	村黒町五五四番地	〃
	澁谷 久志	〃	植田町一三九〇番地	〃
	熊谷 敦視	〃	出作町四四二番地	〃
二 就任した役員				
役員の種類	氏名	住	所	就任年月日
理事	小西 真市	観音寺市流岡町二二一番地		平成一六、三、六
	合田 久一	〃	五三六番地	〃

〃	岡田 昭夫	〃	村黒町三三一番地	〃
〃	岡田 恭明	〃	三五〇番地	〃
〃	好川嘉壽重	〃	植田町五八六番地	〃
〃	長船 和雄	〃	一二三番地	〃
〃	林 昌宏	〃	一三九二番地	〃
〃	平岡 満吉	〃	出作町八六三番地二	〃
〃	横山 歳明	〃	五四二番地	〃
〃	監事 石川 幸義	〃	流岡町六三四番地一	〃
〃	横山 修一	〃	村黒町六〇〇番地	〃
〃	大西 博幸	〃	植田町七三六番地一	〃
〃	松川 邦和	〃	出作町九〇〇番地一	〃

●香川県公告第七十三号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第三十九条第一項の規定により飯山町北岡北土地区画整理組合に係る土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 組合の名称
飯山町北岡北地区土地区画整理組合
- 二 事業施行期間
平成十四年八月二日から平成二十一年三月三十一日まで
- 三 施行地区
綾歌郡飯山町東坂元字秋常の一部
- 四 事務所所在地
綾歌郡飯山町川原一一四番地一
- 五 設立認可の年月日
平成十四年八月二日
- 六 変更認可の年月日
平成十六年三月二十六日

●香川県公告第七十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三豊郡豊浜町大字和田字直場甲四一四―三、甲四一七、甲四一八―三、甲四二〇―五、甲四二二―二、甲四二三―一の一部、甲四二三―二、甲四二四―一、甲四二四―二の一部、甲四二五、甲四二七―三、甲四二七―四、甲四二七―五、三豊郡豊浜町大字和田字苗手甲四二八―一、甲四二九、甲四三〇―一、甲四四五、甲四四六―三、甲四四九―六の一部、甲四四九―七及び同地先農道・水路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

三豊郡豊浜町大字和田浜一五三一番地一
豊浜町土地開発公社 理事長 高森直二

●香川県公告第七十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡宇多津町大字東分字三本松一五二九、一五三〇、綾歌郡宇多津町大字東分字池ノ内一九五九―三及び同地先農道・水路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

綾歌郡宇多津町大字東分一六二七番地
水野産業株式会社 代表取締役 水野謙作

●香川県公告第七十六号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三豊郡豊浜町大字和田字直場甲四一四―三、甲四一七、甲四一八―三、甲四二〇―五、甲四二二―二、甲四二三―一の一部、甲四二三―二、甲四二四―一、甲四二四―二の一部、甲四二五、甲四二七―三、甲四二七―四、甲四二七―五、三豊郡豊浜町大字和田字苗手甲四二八―一、甲四二九、甲四三〇―一、甲四四五、甲四四六―三、甲四四九―六の一部、甲四四九―七及び同地先農道・水路

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

道路（有効幅員六・〇〇メートル、延長一五三・九七メートル）

三豊郡豊浜町大字和田字直場甲四一四―三の一部、甲四一七の一部、甲四二〇―五の一部、甲四二三―二の一部、甲四二四―一の一部、甲四二五の一部、甲四二七―三の一部、甲四二七―五の一部、三豊郡豊浜町大字和田字苗手甲四二八―一の一部及び同地先農道・水路

道路（有効幅員四・〇〇メートル、延長一〇六・八一メートル）

三豊郡豊浜町大字和田字直場甲四二三―一の一部、甲四二四―二の一部、甲四二五の一部、三豊郡豊浜町大字和田字苗手甲四二八―一の一部、甲四二九の一部、甲四四五の一部、甲四四九―六の一部、甲四四九―七及び同地先農道・水路

2 排水施設

自由勾配側溝（寸法五〇〇ミリメートル×五〇〇ミリメートル、延長六〇・一八メートル）

三豊郡豊浜町大字和田字直場甲四二四―三の一部、甲四二七の一部、甲四二〇―五の一部及び同地先農道・水路

自由勾配側溝（寸法三〇〇ミリメートル×四〇〇ミリメートル、延長三一四・九二メートル）

三豊郡豊浜町大字和田字直場甲四一四―三の一部、甲四二〇―五の一部、甲四二三―一の一部、甲四二三―二の一部、甲四二四―一の一部、甲四二四―二の一部、甲四二五の一部、甲四二七―五の一部、三豊郡豊浜町大字和田字苗手甲四二八―一の一部、甲四二九の一部、甲四四五の一部及び同地先農道・水路

Ｌ型水路（寸法三〇〇ミリメートル×三〇〇ミリメートル、延長二〇・〇八メートル）

三豊郡豊浜町大字和田字直場甲四二七―三の一部

排水管（直径五〇〇ミリメートル、延長九・五〇メートル）

三豊郡豊浜町大字和田字直場甲四一四―三の一部及び同地先町道

排水管（直径三〇〇ミリメートル、延長五・四五メートル）

三豊郡豊浜町大字和田字直場甲四一四―三の一部

3 公園

公園（面積一八八・九一平方メートル）

三豊郡豊浜町大字和田字苗手甲四二九の一部、甲四四五の一部及び甲四四六―三の一部

4 農道

農道（面積三一・九二平方メートル）

三豊郡豊浜町大字和田字直場甲四二七―五の一部及び同地先農道・水路

5 水路

水路（面積六七・七四平方メートル）

三豊郡豊浜町大字和田字直場甲四二〇―五の一部、甲四二三―二の一部、甲四二四

―一の一部、甲四二五の一部、三豊郡豊浜町大字和田字苗手甲四二八―一の一部及び

同地先町道・農道・水路

水路（面積二三・七三平方メートル）

三豊郡豊浜町大字和田字直場甲四二七―四の一部及び同地先農道・水路

水路（面積三・一五平方メートル）

三豊郡豊浜町大字和田字直場甲四二七―五の一部及び同地先農道・水路

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

三豊郡豊浜町大字和田字一五三一番地一

豊浜町土地開発公社 理事長 高森直二

●香川県公告第七十七号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡宇多津町大字東分字三本松一五二九、一五三〇、綾歌郡宇多津町大字東分字池

ノ内一九五九―三及び同地先農道・水路

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

道路（有効幅員六・〇〇メートル、延長九七・五三メートル）

綾歌郡宇多津町大字東分字三本松一五二九の一部、一五三〇の一部、綾歌郡宇多津

町大字東分字池ノ内一九五九―三の一部及び同地先農道・水路

2 排水施設

排水管（直径二五〇ミリメートル、延長五二・一四メートル）

綾歌郡宇多津町大字東分字三本松一五二九の一部、一五三〇の一部及び同地先農道

・水路

排水敷地（面積〇・八一平方メートル）

綾歌郡宇多津町大字東分字三本松一五三〇の一部

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

綾歌郡宇多津町大字東分一六二七番地

水野産業株式会社 代表取締役 水野謙作

●香川県公告第七十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十二条第一項の規定により定めた香川中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の事業計画を変更したので、同法第五十五

条第十三項において準用する同法第九項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 施行者の名称

香川県

二 事業施行期間

平成十六年二月八日から平成二十一年三月三十一日まで

三 施行地区

高松市寿町二丁目、錦町一丁目、錦町二丁目、西の丸町及び浜ノ町の各一部並びに浜ノ町地先公有水面の一部

四 土地区画整理事業の名称

香川中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業

五 事務所の所在地

高松市浜ノ町二七七番地

六 事業計画決定の年月日

平成六年二月二日

七 変更の年月日

平成十六年三月二十六日

平成十六年三月二十六日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています